

みなさんの 市民活動を応援します

市民公益活動活性化補助制度・市民活動センターをご活用ください

問 地域協働課地域協働係 ☎(95)9872

市では、市民の皆さんが自主的、自発的に行うまちづくり活動を応援します。市民と行政とが力を合わせ、より良い碧南市を作っていくために、各種制度や施設を積極的にご活用ください。

市民公益活動活性化補助金

ボランティアやNPO活動など、市民が自主的、主体的に行う公益的な活動に対して補助金を交付します。「仲間とボランティア活動を始めたい」「今の活動をもっと広げたい」などと考えている人は、制度の活用を是非ご検討ください。

内容

①初動期活動支援補助

設立後3年目までの団体、グループの運営、活動にかかる費用を補助します。これから活動を始めるという人も補助の対象になります。

②活動活性化支援補助

設立後3年目以降の団体、グループが、活動の拡大・活性化のために新たに行う事業に係る費用を補助します。

補助の対象 市内を拠点に公益的な活動をしている10人以上の団体・グループ

※市民活動センターへの団体登録が必要です。

補助率 ①2分の1以内（上限10万円、5万円までは100%補助）②2分の1以内（上限15万円）

申込み 地域協働課地域協働係 ☎(95)9872

※詳しくは募集要項をご覧ください。募集要項は、市のホームページから入手できるほか、地域協働課および市民活動センターで配布します。

市民活動センター（サポプラ） をご利用ください



市民活動センターでは、市民の皆さんが行う活動を幅広くサポートするため、ボランティア団体の情報提供、活動資金に関する助言、会議スペースの提供、各種講座などを行っています。また、有料でA1、A2、垂れ幕印刷対応の大型印刷機の提供も行っています。どなたでも利用できますので、お気軽にお越しください。

開館時間 9時～21時（日曜、祝日は17時まで）

休館日 月曜日（祝日の場合は次の平日）

所在地 山神町8丁目35番地



問 市民活動センター ☎(42)6561

車座講座～補助金を上手に使おう～

補助金の活用方法や市民公益活動活性化補助制度のしくみを説明します。申請を考えている人は、是非ご参加ください。

とき 3月7日(土) 13時30分～15時

ところ へきなん福祉センターあいくる

申込み 市民活動センター ☎(42)6561